



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

株 式 会 社 ニ チ リ ン
代表取締役 社長執行役員 前田龍一
コード番号 5 1 8 4 東証第 2 部
問合せ先 取締役常務執行役員 森川良一
TEL (079) 252-4151

監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第 4 1 条の規定に基づき、監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査役の氏名

- ・常勤監査役 橋 本 進
- ・監 査 役 黒 田 茂 雄

2. 責任限定契約の締結日

平成 27 年 5 月 12 日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

（監査役との責任限定契約）

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

4. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 27 年 2 月 17 日付「定款一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする定款変更議案【「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行日をもって効力を発生】を平成 27 年 3 月 26 日開催の当社第 131 期定時株主総会に付議し、当該議案が原案どおり承認可決されました。平成 27 年 5 月 1 日をもって「会社法の一部を改正する法律」が施行されましたので、本日上記の監査役と責任限定契約を締結いたしました。

以上